



申 述 書

札幌中税務署長 殿

私は、令和5年10月27日に札幌中税務署応接室内で、貴署の法人課税第●部門●●●調査官及び●●●調査官から、株式会社●●●(以下「●●●社」という。)との取引に関する質問調査を受けましたが、その際、調査官の高圧的な言動に大変な恐怖を感じました。

また、作成された質問応答記録書(以下「応答記録書」という。)に署名をしなければ帰らせてもらえない空気感から、調査官の決めつけた事実の記載された内容であり、事実と異なる内容であったにもかかわらず、言われるままに応答記録書に署名してしまいました。

私はその日から、悔しさと良心の呵責に苦しみ、●●●社に迷惑がかかるのではないかと考えると夜も眠れませんでした。

知人に紹介された税理士に相談したところ、事実と異なる内容の応答記録書に署名させられたのであれば、正式に書面にして申し出た方が良いとアドバイスを受けましたので、本日、事実を申し述べるとともに、下記の理由から、令和5年10月27日に●●●調査官の作成した私に対する応答記録書の署名を撤回します。

記

- 社から受領した売上代金について、当社の行った札幌市新型コロナウイルス集団接種会場の運営監理業務の対価であり、資金援助を受けた認識はなかった為、応答記録書の私の答えのところの資金援助という文言の変更を依頼したが変更は認められなかったこと
- 私に対する質問調査が、最初から最後まで●●●社に対する寄付金処分をすることを前提に進められたため、事実を説明しても聞いてもらえなかったこと
- 社に対する寄付金処分との整合性を保つため、当社の決算上の処理も売上ではなく寄付収入で処理するような依頼ともとれる発言があったこと
なお、当社は正式に売上として決算処理し、変更しません。
- 札幌中署へ呼び出される際に、事前に、●●●社と当社の取引を示す関係書類を持参するような連絡がなかったため、何も書類等は持参しなかったが、応答記録書の質問の中に●●●社との取引の証拠として書類の提示を求められ

る質問があり、すぐに提示できなければ疑いをかけると言われたこと
なお、取引に関する関係書類は、すでに提出済みです。

- 5 応答記録書への署名について、法律上義務はなく、内容に納得できない場合は、署名を拒否することができることや、拒否しても罰則もないという説明がなかったこと。

以上

令和 5年 11月 28日

住所 札幌市●●●●●丁目●番●号

会社名 株式会社●●●●●

●●●●●

